

令和元年度 文教委員会資料①

【議案第8号】

川崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

資料

新旧対照表

市 民 文 化 局

(令和2年2月14日)

川崎市印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市印鑑条例 昭和51年 3 月31日 条例第 8 号 (登録資格等) 第 2 条 本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により住民基本台帳に記録されている者は、1 人 1 個に限り印鑑の登録を受けることができる。 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。 (1) 15歳未満の者 (2) <u>意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u> (印鑑登録証明書の交付申請) 第13条 登録者等は、印鑑登録証を添えて区長に印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。 2 前項の規定にかかわらず、<u>川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u>（平成18年川崎市条例第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請をする場合は、印鑑登録証を添えることを要しない。 <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第 2 項の改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</u>	○川崎市印鑑条例 昭和51年 3 月31日 条例第 8 号 (登録資格等) 第 2 条 本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により住民基本台帳に記録されている者は、1 人 1 個に限り印鑑の登録を受けることができる。 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。 (1) 15歳未満の者 (2) <u>成年被後見人</u> (印鑑登録証明書の交付申請) 第13条 登録者等は、印鑑登録証を添えて区長に印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。 2 前項の規定にかかわらず、<u>川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成18年川崎市条例第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請をする場合は、印鑑登録証を添えることを要しない。